

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）」を削る。

第2条中「扶養親族（」の次に、「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている者及び」を加え、「届出がされているもの」を「届出がされている者」に改め、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条中「（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削り、「同規程第5条第3号」を「同条第2号」に、「職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の適用を受ける職員、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の適用を受ける他の部局の職員若しくは名古屋港管理組合の職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者から人事交流等により引き続き給与規程」を「新たに給与規程第2条第1項に規定する給料表」に、「当該規程」を「当該給料表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程第4条の規定の適用については、同条中「給与規程第2条第1項に規定する給料表」とあるのは、「名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程（令和4年名古屋市上下水道局管理規程第27号）附則別表第1又は附則表第2の給料表」とする。

（名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正）

- 3 名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程（令和4年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

附則中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を削る。